

# 急傾斜地崩壊対策事業のお知らせ



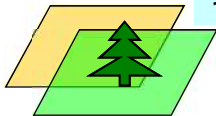
神奈川県藤沢土木事務所

はじめに

昭和44年7月に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）」が施行され、がけ崩れ防止施設の整備は着実に進められてきました。

私たちの住む神奈川県では、人口の集中や市街地のがけ地付近への拡大等により急傾斜地崩壊危険箇所も増え続け、防止施設の整備は依然として低い水準にあります。

このような状況の中、がけ崩れによる災害は、人命に危害を及ぼすため、地域の皆様のご要望に応じて、がけ崩れ対策を進めています。



がけの防災工事を行うには

住民による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定要望

市の意見を聴いて県が指定

「急傾斜地崩壊危険区域」指定となる

工事実施基準を満たさない

土地管理者等による防災工事

工事実施基準を満たす

土地権利者から土地の無償使用の同意を得る

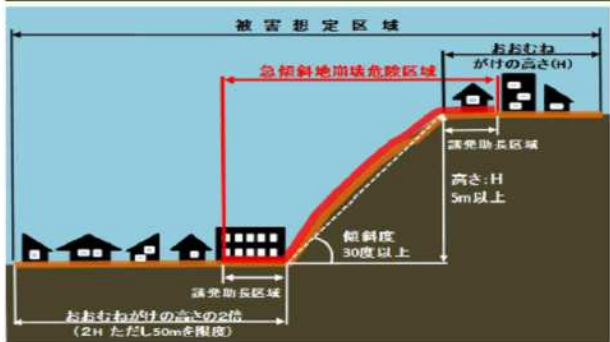
工事に支障となる物件除去については  
住民自ら実施することを原則とする

県による防災工事実施

本体施設は県が維持管理し、草刈等は住民が実施

「急傾斜地崩壊危険区域」の指定基準

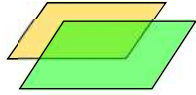
- ①傾斜角度が30度以上、高さが5m以上。
- ②急傾斜地の崩壊により被害が生じる恐れがある家が5戸以上。
- ③5戸未満であっても学校、病院、官公署、旅館等に被害が生じる恐れがある場合。



工事実施基準

- ①急傾斜地が自然斜面である。(切土、盛土、構造物の設置等人工の手が加わっている人工がけは、工事対象になりません。)
- ②傾斜角度が30度以上、急傾斜地の高さが原則として10m(\*1)以上。
- ③急傾斜地の崩壊により被害が生じる恐れがある家が、10戸(\*2)以上密集している。
- ④住居の移転適地がないこと。
- ⑤急傾斜地の所有者が県に工事に必要となる用地を無償で貸与する。  
(\*1)(\*2)県単独事業等、特例の場合、5m及び5戸。

(左図：急傾斜地崩壊危険区域 概要図)

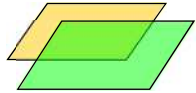


## 指 定 に つ い て

住宅等建物の周囲に存在する「がけ・急傾斜地」の中でも急傾斜地法で定める一定の基準を満たしたものは「急傾斜地崩壊危険区域」に指定することができます。

指定されると、次の行為は県知事の許可が必要になります。

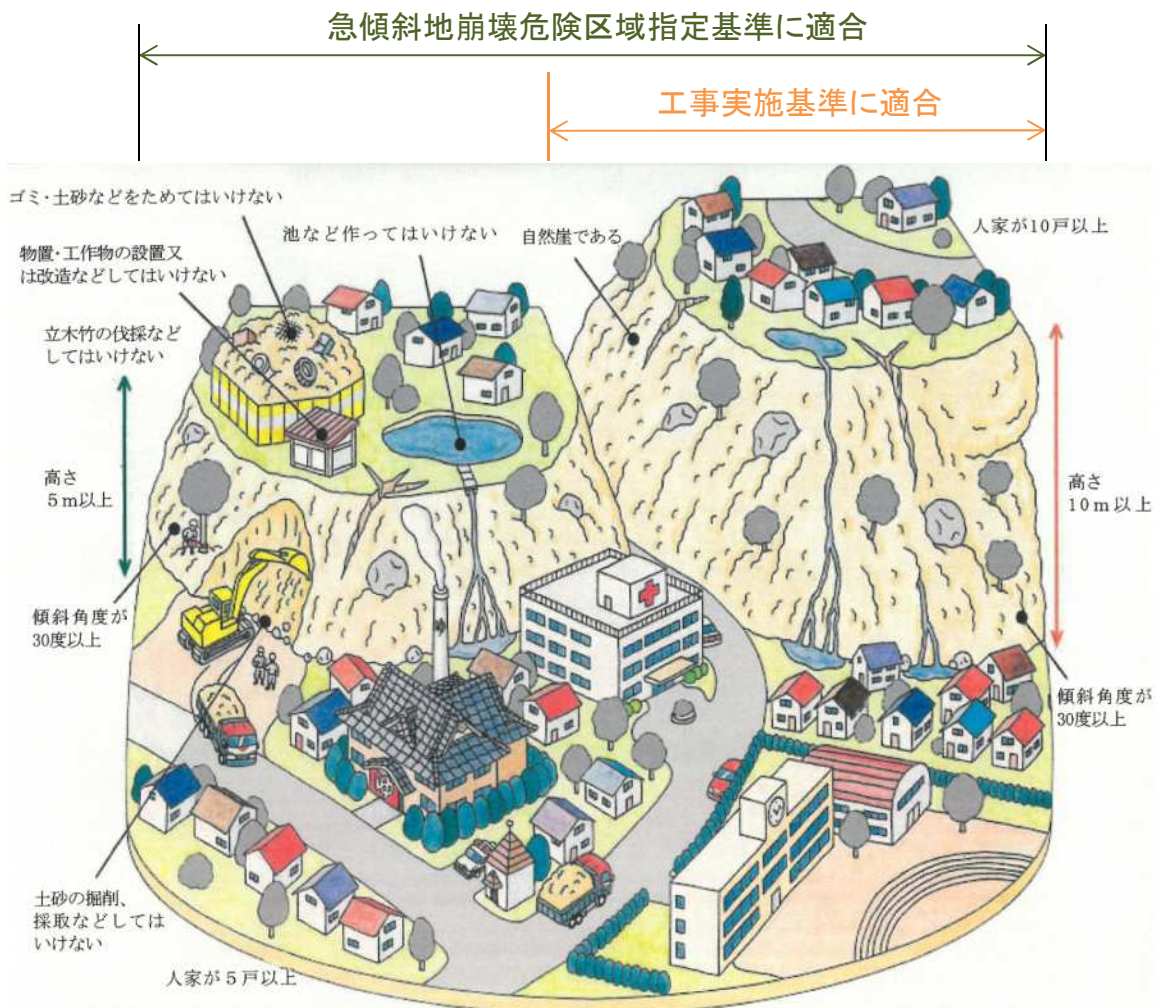
- 水を放流又は停滞させる行為
- 溜め池、用水路等の工作物の設置又は改造
- のり切り、切り土、掘削又は盛土
- 立竹木の伐採
- 土砂の採取又は集積など



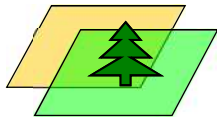
## 工 事 に つ い て

本来、がけ地に住む人々、その土地の所有者等が工事を行うべきですが、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域の中で、当該がけ地の所有者又はがけ地の崩壊により被害を受ける恐れのある者が、施工することが困難あるいは不適當で、かつ工事実施基準を満たす場合に限り県で工事を行うことができます。

なお、工事実施後の施設は県の所有物ですが、日常の管理(草刈、排水溝の掃除等)は、そこに住む人々及び所有者で行っていただきます。

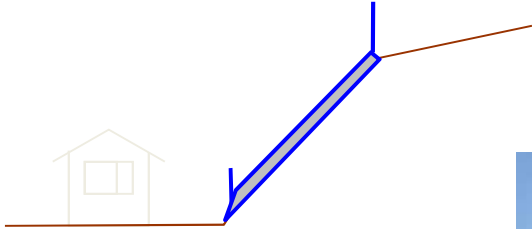


(人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等があれば急傾斜地崩壊危険区域に指定可能)

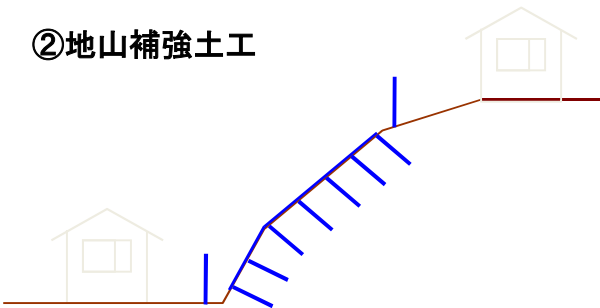


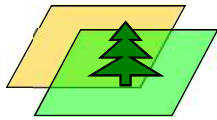
## 急傾斜地崩壊対策工事の主な工法

### ①法枠工



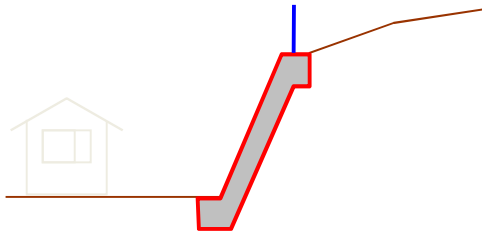
### ②地山補強土工



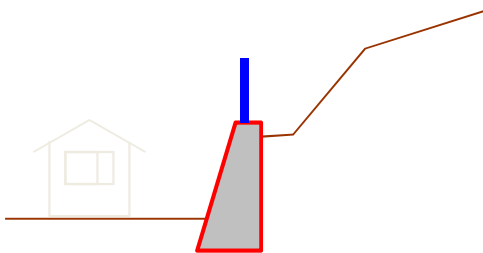


## 急傾斜地崩壊対策工事の主な工法(続き)

### ③コンクリート張工



### ④重力式擁壁工



## 災害危険区域の指定

( 建築基準法第39条第1項 )

- ・主 体 関係市
- ・内 容 急傾斜地法の崩壊による災害に関する法律  
第3条第1項の規定により知事が指定した  
急傾斜地崩壊危険区域が災害危険区域となる。
- ・指定の効果 建築物の制限

## 警戒避難体制の整備

( 災害対策基本法及び土砂災害防止法 )

- ・主 体 関係市防災部署
- ・内 容 関係市町の地域防災計画の中で、急傾斜地危険  
区域ごとに災害警報の発令、伝達、避難救助等、  
警戒避難体制に関する事項について定める。

## 連絡・問合せ先

### (お知らせの内容について)

#### ○ 神奈川県藤沢土木事務所

(工事について)河川砂防第二課

(許可申請について)許認可指導課

藤沢市鶴沼石上2-7-1(藤沢合同庁舎内) 電話 0466-26-2111(代表)

### (急傾斜地崩壊危険区域の指定要望について)

#### ○ 鎌倉市役所

都市景観部 みどり公園課 がけ地対策担当

鎌倉市御成町18-10 電話 0467-23-3000(代表)

#### ○ 藤沢市役所

防災安全部 防災政策課

藤沢市朝日町1-1 電話 0466-25-1111(代表)

#### ○ 茅ヶ崎市役所

くらし安心部 防災対策課 防災担当

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 電話 0467-82-1111(代表)

令和5年4月作成